

浄化槽適正管理のしおり

信州は
きれいな水で
おもてなし

大町市浄化槽管理組合

も く じ

大町市浄化槽管理組合 活動のあらまし	1
浄化槽の上手な使い方	3
浄化槽を使う上で必要なこと	4
浄化槽関連機関等	5



大町市浄化槽管理組合 活動のあらまし

大町市浄化槽管理組合は、浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の適正な維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に設立され、組合員の皆様によって構成された組合で、おもに以下の事業を行っています。

おもな事業内容

- (1) 浄化槽の維持管理に関する調査研究と情報の交換
- (2) 浄化槽の相談と巡回点検
- (3) 浄化槽の保守点検事業（補助事業）に関する事務
手続。



加入手続き及び組合費

組合への加入は浄化槽の設置時にお願いいたします。なお、組合費は下表のとおりです。

組合費・事務手数料 徴収額（年額）

組合費徴収額（年額）		事務手数料（年額）
浄化槽人槽別	金 額	
1 ～ 10 人槽まで	500 円	2,500 円 浄化槽の保守点検費用の補助を受ける組合員様は事務手数料を負担していただきます。
11 ～ 50 人槽まで	1,000 円	
51 ～ 100 人槽まで	1,500 円	
101 ～ 200 人槽まで	2,000 円	
201 ～ 300 人槽まで	2,500 円	
301 人以上	3,000 円	

※大町市浄化槽管理組合加入申込書及び、保守点検事業申込書等は、組合事務局にございますので、ご相談ください。また、大町市のホームページからもダウンロードしてお使いいただけます。（<http://www.city.omachi.nagano.jp>）



組合費等の納付書について

当組合では、毎年7月に定期総会資料、組合日より及び組合費等の納付書を郵送しております。

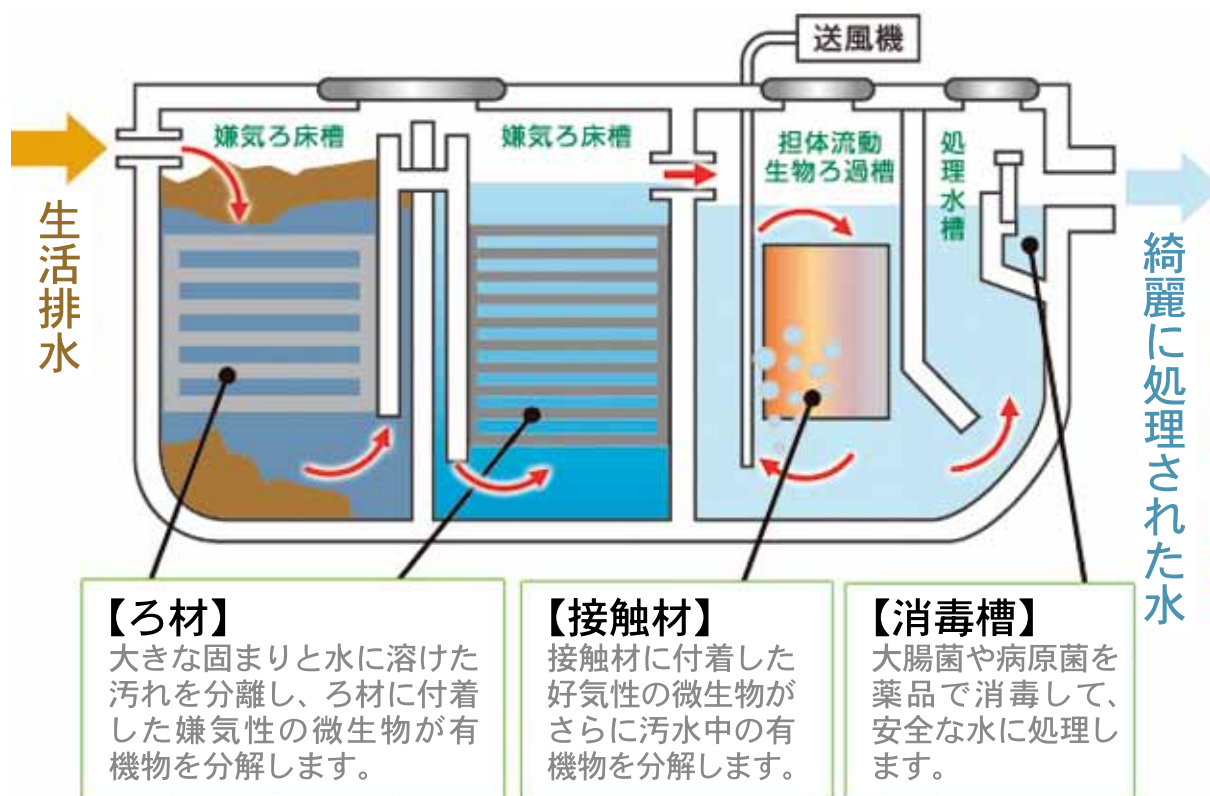
組合費及び事務手数料は、納付書により納めていただく方法と、口座振替による方法があります。

※1 口座振替を希望される方は、市内に支店のある金融機関と全国のゆうちょ銀行窓口へ「口座振替依頼書」を金融機関届出印を押印の上、ご提出ください。

※2 「口座振替依頼書」は、組合事務局窓口（大町市役所上下水道課内）にあります。



浄化槽のしくみ



浄化槽の上手な使い方

浄化槽のルールは家族全員で守りましょう



- トイレでは、トイレットペーパーを使い、その他の紙(ティッシュペーパー)や紙おむつ、タバコの吸い殻などは絶対に流さないでください。
- 台所から出た野菜くずや天ぷら油などの油分は、できるだけ流さないようにしましょう。特に食用油はBODで表すと、し尿の100倍以上も高いことから、流してしまうと配管の閉塞、悪臭、処理水質の低下の原因となりますので必ず燃えるゴミと一緒に出しましょう。なお、野菜くずを流すディスポーザーは、使用しないでください。

浄化槽を使う上で必要なこと

定期的な保守点検

家庭用の浄化槽では、
4 ヶ月に 1 回以上の
点検が必要です。



一年一回の法定検査



マンホール蓋の洗浄



一年一回以上の清掃



保守点検・清掃・
法定検査の連携
が必要です



保守点検業者による維持管理の様子





浄化槽設置補助金について

- 浄化槽を設置する皆様へ
大町市では、浄化槽の設置者へ、予算の範囲内で大町市浄化槽設置事業補助金を交付しています。

※交付の対象者や補助金交付額等の詳細については、工事施工業者もしくは、大町市役所上下水道課へお問い合わせください。

浄化槽関連機関等

長野県北アルプス地域振興局 環境課

〒398-8602 大町市大町 1058-2

TEL 0261-23-6563（直通）

FAX 0261-23-6539

長野県浄化槽協会

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁東庁舎4F

TEL 026-234-7637

FAX 026-233-4864

長野県浄化槽協会中信支所

〒390-0852 松本市島立 1020（松本合同庁舎内）

TEL 0263-47-7851

FAX 0263-47-5170

表紙標語：「信州は きれいな水で おもてなし」

長野県の持続可能な生活排水対策を推進するキャッチフレーズ

優秀賞 大町市 太谷 恵 さん



写真提供：大町市常盤 柏原 清 さん

撮影地：高瀬川・宮の森自然園



写真提供：大町市社 竹山 晴美 さん

撮影地：中綱湖・青木湖

大町市浄化槽管理組合事務局

〒398-0002 大町市大町 3887 番地 大町市役所上下水道課内

TEL 0261-22-0420

FAX 0261-23-5132